

市会議第27号

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出について

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年12月7日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか55名
 自民党市議団, 日本共産党市議団,
 公明党市議団, 京都党市議団,
 立憲・市民クラブ市議団, 無所属(大),
 無所属(中)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
 総務大臣, 法務大臣 宛て

京都市会議長 名

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金の返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させており、京都市においても、2014年、2018年の豪雨災害で、人的被害、住家被害が発生し、被災された市民に対して義援金が交付されている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震などの個々の災害が発生する度に立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって国におかれては、近年、災害が頻発化する中、災害が発生する度に立法措置を講じるのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化に向けた議論を進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。